

青森県後期高齢者医療広域連合告示第5号

平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）及び後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

平成27年2月20日

青森県後期高齢者医療広域連合長

鹿 内



平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等	平成27年度	支障を来たす業務等に要する経費

平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,458,338千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,009,002千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款 項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市町村支出金	23,799,140	△ 313,391	23,485,749
1 市町村負担金	23,799,140	△ 313,391	23,485,749
2 国庫支出金	53,484,746	125,154	53,609,900
1 国庫負担金	37,070,961	△ 398,930	36,672,031
2 国庫補助金	16,413,785	524,084	16,937,869
3 県支出金	12,691,251	△ 129,723	12,561,528
1 県負担金	12,691,250	△ 129,723	12,561,527
4 支払基金交付金	60,751,212	△ 536,796	60,214,416
1 支払基金交付金	60,751,212	△ 536,796	60,214,416
5 特別高額医療費共同事業交付金	19,545	115	19,660
1 特別高額医療費共同事業交付金	19,545	115	19,660
7 繰入金	4,091,234	△ 651,082	3,440,152
2 基金繰入金	3,813,588	△ 651,082	3,162,506
10 諸収入	54,380	47,385	101,765
3 雑入	50,002	47,385	97,387
歳 入 合 計	157,467,340	△ 1,458,338	156,009,002

歳 出

款 項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 保険給付費	151,046,325	△ 1,505,457	149,540,868
1 療養諸費	149,264,947	△ 1,477,406	147,787,541
2 高額療養諸費	1,184,278	△ 28,051	1,156,227
3 特別高額医療費共同事業拠出金	22,480	810	23,290
1 特別高額医療費共同事業拠出金	22,480	810	23,290
6 諸支出金	4,494,611	46,309	4,540,920
1 償還金及び還付加算金	4,494,611	46,309	4,540,920
歳 出 合 計	157,467,340	△ 1,458,338	156,009,002

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
契約開始期間を年度当初としなければ支障を来たす業務等	平成27年度	支障を来たす業務等に要する経費